

議案第 24 号

北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付要綱の取り下げについて

令和 6 年第 8 回北栄町教育委員会定例会にて承認された、北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付要綱について、予算査定の結果、内容を修正するため取り下げます。

令和 7 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

議案第 25 号

北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付要綱の制定について

北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和7年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付要綱

北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等県外派遣費補助金要綱(平成18年北栄町教育委員会訓令第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金(以下「本奨励金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本奨励金は、鳥取県又は鳥取県中部の代表として県外のスポーツ大会又は文化芸術に関する全国大会等(以下「大会等」という。)に出場する選手等に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することにより、スポーツ及び文化芸術活動の振興並びにスポーツ及び文化芸術活動に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 対象となる大会等は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 全国又は都道府県の各種スポーツ競技団体が主催する大会
- (2) 国、地方公共団体(教育委員会を含む。)及び公益を目的とする事業を行う法人又は団体が主催し、共催し、又は後援する大会
- (3) 世界選手権大会又はその他国際競技大会
- (4) その他町長が認める大会

2 前項の大会は、予選大会又は競技団体の選考(推薦を含む)を経て出場する大会(以下「予選大会等」という。)で、中国大会以上の規模と認められる県外で行われるものとする。

3 本奨励金の交付対象となる者は、前項の大会に出場登録する町内に住所を

有する小・中学生(以下「児童等」という。)並びにその児童等を引率する監督及び指導者(各1名に限る)とする。ただし、町長が特に必要と認める者はこの限りでない。

- 4 前項の規定にかかわらず、北栄町生徒派遣費補助金交付要綱(平成20年北栄町教育委員会訓令第6号)により、補助金の交付を受けた者は対象としない。
(奨励金の額)

第4条 本奨励金の額は、次に掲げる表のとおりとする。

区分	交付額
会場が中国地方の大会	5,000円
会場が四国、近畿地方の大会	10,000円
会場が九州(沖縄を除く。)、中部地方の大会	15,000円
上記以外の国内で行われる大会	20,000円
国際大会	30,000円

- 2 団体出場の場合は、100,000円(国際大会は150,000円)を上限とする。

- 3 本奨励金の交付は、同一大会につき1回とする。

- 4 国際大会が国内で開催される場合は、国内で行われる大会に準ずる。

(奨励金の交付)

第5条 本奨励金の交付を請求できる者は、次のとおりとする。

- (1) スポーツクラブの代表者
- (2) 児童等本人又は児童等の保護者
- (3) 団体出場の場合はその代表者

- 2 本奨励金の交付を受けようとする者は、大会等終了後1か月以内に、北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 大会要項

(2) 大会等の結果が確認できる書類

(3) 予選大会等の結果が確認できる書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条第2項の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、奨励金の交付が適当と認めたときは、北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付決定及び交付額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第7条 前条の通知を受けた者が、奨励金の交付を請求しようとするときは、北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により本奨励金の交付を受けた者に、その返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前日までに行われた大会に係る補助金については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 5 条関係)

令和 年 月 日

北栄町長 様

(申請者)
住 所
団体名
氏 名
電話番号

年度北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付申請書兼
実績報告書

北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金の交付を受けたいので、北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて報告し、申請します。

記

大会名	
開催日	年 月 日
開催場所	
奨励金申請額	円
添付書類	(1)大会要項 (2)大会等の結果が確認できる書類 (3)予選大会等の結果が確認できる書類

様式第2号(第6条関係)

令和 年 月 日

様

北栄町長（公印省略）

年度北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付決定及び
交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、北栄町補助金等交付規則（平成17年10月1日北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第21条第1項の規定に基づき、交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第21条第1項の規定により通知します。

なお、奨励金の交付を請求しようとするときは、別紙の奨励金交付請求書を北栄町生涯学習課へ提出してください。

記

- 1 補助事業名
年度北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金
(大会名)
- 2 奨励金申請の額 金 円
- 3 奨励金確定の額 金 円

様式第3号(第7条関係)

奨励金交付請求書

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住所
団体名
氏名

これは、年 月 日付第 をもって額の確定通知のあった、 年度北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金（大会名）について、下記のとおり請求します。

記

一 金 円

- 1 添付書類
（1）額の確定通知書の写し
（2）奨励金受入額調書（下記のとおり）

2 振込口座

金融機関名	銀行 信金 農協							本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ （ ）							
口座番号								右詰で記入してください。
フリガナ								
口座名義人								

奨励金受入額調書

交付確定額	円
既 受 領 額	円
今回請求額	円
残 額	円

要綱改正のお知らせ

R7 年 4 月 1 日から鳥取県又は鳥取県中部の代表として、県外のスポーツ大会又は文化芸術に関する全国大会に出場する選手等に対し交付していた、県外派遣補助金が大会出場奨励金に変わります。

変更点①交付金額の定額化

交付金額を大会の開催地毎の定額に変更します。

領収書を保存する必要がなく、計算も不要になるのでより速く交付することが可能になります。

また、国際大会にも交付できるようになりました。

県外派遣補助金（旧）	大会出場奨励金（新）
補助対象経費（旅費・宿泊費・参加費）の 1/3 ※個人出場の場合 20,000 円、団体出場の場合 100,000 円が上限	中国地方の大会 ・ ・ ・ 5,000 円/人 四国、近畿地方の大会 ・ ・ ・ 10,000 円/人 九州（沖縄を除く）、中部地方の大会 ・ ・ ・ 15,000 円/人 上記以外の国内 ・ ・ ・ 20,000 円/人 国際大会 ・ ・ ・ 30,000 円/人 ※団体出場の場合は 100,000 円が上限

変更点②手続きの簡略化

交付までの手続きを簡略することで、申請者の負担を減らします。

書類の提出は大会後のみとなり、大会の直前に慌てることや、申請し忘れる心配がなくなります。

県外派遣補助金（旧）	大会出場奨励金（新）
・ 大会前 （申請者）①交付申請書を提出 （北栄町）②交付決定通知の送付 ・ 大会後 （申請者）③実績報告書を提出 （北栄町）④交付金額確定通知の送付 （申請者）⑤補助金の請求	・ 大会前 - 提出書類無し ・ 大会後 （申請者）①交付申請兼実績報告書を提出 （北栄町）②交付決定及び金額確定通知の送付 （申請者）③奨励金の請求

※詳しくは、「北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付要綱」をご覧ください。

議案第 26 号

北栄町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

北栄町地域学校協働活動推進員設置要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項の規定に基づき、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、社会教育法第5条第2項に規定される地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民その他の関係者(以下「地域住民等」という。)と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、北栄町立の各小学校区及び中学校区(以下「学校区」という。)に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、原則各学校区1名とするが、地域の実情を考慮する必要があると教育委員会が認める場合、学校区に2名以上の推進員を置くことができる。

2 同一の推進員が複数の学校区を担当することができる。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次に掲げる全ての資格要件に該当する者の中から、教育委員会がこれを行う。

(1) 地域において社会的信望がある者

(2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(任期及び委嘱の解除)

第6条 推進員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

3 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であってもその職を免ずることができる。

(1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。

(活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動

(2) 地域及び学校の教育活動への支援、企画及び参加促進に関する活動

(3) ほくほクラブの企画及び運営に関する活動

(4) 学校運営協議会への参画及び学校運営協議会とその他必要な協議体との連携調整に関する活動

(5) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

第8条 推進員は、地域学校協働活動推進員活動実績報告書(様式第1号)により、当該月分の活動状況を翌月1日までに教育委員会に報告しなければならない。

(推進員連絡会)

第9条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて地域学校協働活動推進員連絡会(以下「連絡会」という。)を開催することができる。

(1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。

(2) 地域の教育課題等についての研究、協議、提言等に関すること。

(3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第10条 推進員は、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第11条 教育委員会は、推進員の活動に対して、予算の範囲内で謝礼を支出することができる。

(保険)

第12条 教育委員会は、推進員の活動に対する事故に備え、公費により活動に関しての保険に加入することができる。

(庶務)

第13条 推進員及び連絡会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 27 号

北栄町文化財保護事業補助金交付要綱の制定について

北栄町文化財保護事業補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

1 要綱制定の内容

北栄町内の文化財保護に資する補助金。
内容は別紙のとおり。

2 制定の理由

国・県指定文化財には維持・管理の補助金がありますが、町指定文化財には該当する補助事業がありません。また、国県補助事業は所有者負担があり、修繕費が高額となった場合に所有者負担が大きくなることから、所有者の適切な管理を支援し、文化財を後世へつなげるために補助事業を設立する。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北栄町教育委員会告示第 号

北栄町文化財保護事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定による指定若しくは登録、鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号。以下「県条例」という。）の規定による指定又は北栄町文化財保護条例（平成17年北栄町条例第89号。以下「町条例」という。）の規定による指定を受けた北栄町内に存する文化財（以下「文化財等」という。）の保存、維持管理及び活用を図ることを目的とした北栄町文化財保護事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)文化財 法第2条第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。
- (2)指定等文化財 国指定文化財、国登録文化財、県指定文化財及び町指定文化財をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に存する指定等文化財等の所有者、管理団体とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の限度額は50万円とする。ただし、建築物の修理及び復元等多額の経費を必要とするもので町長が特に認めたものについては、この限りではない。この場合において、補助金の額は、修繕及び復元等の規模等を勘案し、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第11条第1項に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1)補助金の増額を伴う変更
- (2)補助対象経費の20パーセントを超える減額を伴う変更

(提出書類の部数等)

第6条 町長に提出する書類は1部とし、北栄町教育委員会事務局を経由して提出し

なければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
法第27条及び第109条により指定又は登録を受けた文化財の保存、維持管理及び活用に係る事業	文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和45年5月1日文化庁長官裁定。（以下「国費補助金交付要綱」という。）の規定により文化庁長官が補助金の交付の対象として認定した経費	(1)補助対象経費から国庫補助金及び県補助金を差し引いた額の2分の1以内で予算の範囲内の額 (2)千円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる
県条例第4条及び第30条の規定により指定を受けた文化財の保存、維持管理及び活用に係る事業	鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金交付要綱（以下「県費補助金交付要綱」という。）により鳥取県が補助金の交付の対象として認定した経費	(1)補助対象経費から県補助金を差し引いた額の2分の1以内で予算の範囲内の額 (2)千円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる
町条例第5条の規定により指定を受けた文化財の保存、維持管理及び活用に係る事業	国費補助金交付要綱に準ずる	(1)補助対象経費の2分の1以内で予算の範囲内の額 (2)千円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる
指定等文化財の活用を行う事業のうち、国費補助金交付要綱及び県費補助金交付要綱の対象とならない事業	補助対象事業に必要な経費。ただし、次の各号に掲げるものを除く。 (1)会議等における飲食費 (2)その他町長が適当でないと認めたもの	(1)補助対象経費の額から当該事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を差し引いた額で予算の範囲内の額 (2)千円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる

北栄町文化財保護事業補助金交付要綱の概要（新設）

【目的】

北栄町には国指定史跡のお台場をはじめ、近代和風住宅の斎尾家など様々な文化財が所在します。この文化財は過去の遺産であり、行政として後世へつないでいく必要がありますが、文化財修繕などの事業費は高額となり、所有者や管理者が実施できないことが予想されます。

事業には国庫補助金や県費補助金が活用できるものもありますが、少なくとも事業主体者（所有者等）が1／4の実費負担が生じます。これにより文化財保護に対して実施者の負担軽減を図り、文化財の適切な維持管理のために助成制度を新設します。

【内容】

- 1 対象事業 国指定、県指定文化財で、国県補助対象となるもの
町指定文化財（無形文化財は除く）の維持管理のための修復など
- 2 助成額 事業費のうち国県補助金を差し引いた額の1／2以内
補助上限 原則50万円（事業費が高額となる場合は別途協議）
千円未満の端数は切捨て

例①（国・県活用） 事業費80万円

国庫補助金 負担割合 1／2 40万円	県費補助金 1／4 20万円	所有者 1／4 20万円	
↓			
町補助金制定後			
国庫補助金 負担割合 1／2 40万円	県費補助金 1／4 20万円	所有者 1／8 10万円	町 1／8 10万円

※町負担上限は原則50万円だが、事業内容によっては上限を撤廃する。

例②（県活用） 事業費80万円

県費補助金 負担割合 1／2 40万円	所有者 1／2 40万円	
↓		
町補助金制定後		
県費補助金 負担割合 1／2 40万円	所有者 1／4 20万円	町 1／4 20万円

※町負担上限は原則50万円だが、事業内容によっては上限を撤廃する。

議案第 28 号

令和 7 年度こども園、小学校及び中学校医の委嘱について

次の者をこども園、小学校及び中学校医に委嘱したいので、北栄町教育長に対する
事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

令和7年度 こども園、小学校及び中学校医名簿

●任期： 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

園・学校	種別	氏名	新規 ／継続	病院等
北条こども園	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	薬剤師	福光 真寿美	継続	(有)加藤調剤薬局
大誠こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	薬剤師	福光 真寿美	継続	(有)加藤調剤薬局
由良こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	薬剤師	齋尾 裕紀	継続	野島病院薬剤科
北条小学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	継続	野島病院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	生田 麗	継続	大陽堂薬局 本店
大栄小学校	内科医	大石 一康	継続	大石医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	森下 聡夫	継続	大陽堂薬局 新町店
北条中学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	継続	野島病院
	薬剤師	忌部 美里	継続	大陽堂薬局 本店
大栄中学校	内科医	中本 健太郎	継続	中本内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	薬剤師	野口 武朗	新規	大陽堂薬局 本店

※平成30年度より、こども園の眼科医は委嘱しません。

※令和7年度 大栄中学校薬剤師新規

議案第 29 号

北栄町中学校区学校運営協議会委員の任命について

北栄町中学校区学校運営協議会委員を任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

R 7年度 北栄町北条中学校区学校運営協議会委員（案）

	氏 名	役 職 等	備 考
1	加藤 晋彦	元中学校校長	
2	三村 章雄	社会教育委員	
3	竹本 幸子	北条こども園園長	
4	鯛天真由美	北条中学校PTA会長	
5	奥田よしの子	読み聞かせの会つくしんぼ	
6	根鈴 正則	元小学校PTA会長	
7	有福 聡子	北栄町民生児童委員	
8	山根 雄一	北栄スポーツクラブ	
9	山根ひろ子	北栄町人権教育推進協力員会議	
10	宇田川 彰二	北条支所長 あつまらいや北条	R7.4～
11	松尾 大介	中央公民館館長	R7.4～
12	田中 幸世	北条小学校PTA会長	R7.4～
13	小田 信之	北栄町立北条小学校長	R7.4～
14	萬 章夫	北栄町立北条中学校長	

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

◆地域学校協働活動推進員 荒 木 啓 子

令和7年度 北栄町大栄中学校区学校運営協議会委員（案）

	氏 名	役 職 等	備 考
1	妻由 道明	大栄中学校同窓会会長	
2	井川 敦雄	由良宿まちづくりの会会長	
3	進木 富夫	遊楽隣工房 代表（元中学校長）	
4	知久馬 大輔	鳥取中央育英高等学校教頭	
5	重信 泰子	元小学校教頭	
6	大西 慶祐	大栄中学校同窓会理事	
7	中山 功一	放課後児童クラブ責任者	
8	中西 澄江	北栄町大栄赤十字奉仕団委員	
9	澤村 美穂	由良こども園園長	R7.4～
10	中江 人美	ほくほくプラザ館長	R7.4～
11	吉田由香里	大栄中学校同窓会理事	R7.4～
12	山本 美樹	大栄中学校PTA役員・大栄小学校PTA	R7.4～
13	西村 信彦	北栄町立大栄小学校長	R7.4～
14	妙泉 直子	北栄町立大栄中学校長	R7.4～

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

◆地域学校協働活動推進員 菱 井 啓 子

議案第 30 号

北栄町スポーツ推進委員の委嘱について

次の者を北栄町スポーツ推進委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する
事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町スポーツ推進委員名簿

令和7年3月26日現在

番号	氏 名	性別	備考
1	長見 毅	男	
2	宇田川誠章	男	
3	山根由美子	女	
4	中田 光夫	男	
5	齋尾智恵里	女	
6	井上 裕子	女	
7	錦織 志穂	女	
8	藤田 博美	女	
9	米本久美子	女	
10	妻由 愛	女	
11	石寶 麻美	女	
12	河本 喜彦	男	
13	横山 敬道	男	
14	竹歳 浩史	男	
15	竹本 邦弘	男	
16	西村 靖子	女	
17	近藤 智幸	男	
18	石丸 美幸	女	
19	加藤 亮	男	
20	石田 浩文	男	
21	近藤 旬一	男	
22	中原 真太郎	男	
23	永田 涼花	女	

任 期 令和7年4月1日から
令和9年3月31日までの2年間

【参考資料】

●スポーツ基本法（抜粋）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

北栄町スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、北栄町スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整
- （2） 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- （3） 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- （4） 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- （5） スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- （6） 住民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定により、委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

（定数）

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前項の規定にかかわらず、後任者が選任されるまで在任する。

3 委員は、再任されることができる。

議案第 31 号

北栄町図書館の臨時開館について

北栄町図書館本館を臨時的に開館したいので、北栄町図書館管理運営規則第9条第2項の規定により委員会の承認を求める。

令和7年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆 志

記

- (1) 日にち 〈ゴールデンウィーク内〉
令和7年5月3日(土)～5日(月)
〈月曜日の祝日〉
令和7年5月5日(上記と重複)・7月21日・8月11日・
9月15日・10月13日・11月3日・11月24日・令和8年
1月12日・2月23日
- (2) 時 間 午前9時30分～午後5時
- (3) 理 由 祝日を開館することにより、利用者に対するサービスを拡
充し、新たな来館者等の利用できる機会を増やすため。